

〔しずぎん後見支援預金〕

項目	内容
1.商品名 (対象預金)	しずぎん後見支援預金 (決済専用型を除く普通預金) ※別途、「しずぎん後見支援預金に係る資金管理特約書」をご提出いただきます。
2.販売対象	後見人が選任されている成年被後見人で、静岡家庭裁判所(支部・出張所を含む)から後見支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方 ※未成年被後見人のお客さまは対象外となります。
3.期間	期間の定めはありません。
4.取扱店	インターネット支店を除く静岡県内の店舗にてお取扱します。
5.口座開設方法	静岡県内の家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき口座開設いただけます。
6.お預け入れ(受入)方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ単位	静岡県内の家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお預け入れいただけます。 ※お預け入れの都度、「指示書」のご提出が必要となります。 ※口座を開設された店舗でのみお預け入れいただけます。 1円単位
7.お引き出し(支払)方法	静岡県内の家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお引き出しいただけます。 ※お引き出しの都度、「指示書」のご提出が必要となります。 ※口座を開設された店舗でのみお引き出しいただけます。
8.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	当行所定の普通預金利率を適用します(変動金利・変動基準なし)。 毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いします。 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とした日割計算により算出します。 利息の20.315%(国税15.315%、地方税5%)が分離課税されます。 金利については窓口でお問い合わせください。
9.口座開設手数料	11,000円(消費税込)
10.キャッシュカード	ご利用いただけません。
11.口座振替	ご利用いただけません。 ※ただし、家庭裁判所の「指示書」に基づいた定期交付金の支払は、定額自動送金サービスに限りご利用いただけます。
12.契約の終了	以下の①～⑥のいずれかに該当した場合、契約は終了します。 ① 家庭裁判所交付の「指示書」に基づき解約する申し出があった場合 ② 成年被後見人が死亡した場合や後見開始取消審判の確定があった場合、法定後見制度の適用対象外となった場合 ③ 定額自動送金の金額に満たなくなった場合 ④ 管轄の家庭裁判所が静岡家庭裁判所(本庁・支部・出張所)以外となった場合 ⑤ 普通預金規定に定める解約事由(暴力団排除条項等)に該当する場合 ⑥ 預金者または後見人の責めに帰すべき事由により当行が終了すべきと判断した場合
13.その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> この預金は、総合口座としてご利用いただくことはできません。 この預金を支払い口座とするインターネットバンキングはご利用いただけません。 この預金からお振込みをされる場合、もしくは、定額自動送金サービスを利用される場合、所定の振込手数料および取扱手数料がかかります。 この預金口座への振込入金はお受けすることができません。 この預金は、マル優(小額貯蓄非課税制度)はご利用いただけません。 金融機関破綻時には合計で1,000万円まで預金保険制度の対象となります。
14.当行が契約している指定紛争決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先 全国銀行協会相談室 ②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772